

## 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 結核健康診断の廃止

事業者が結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し行わなければならないこととされている医師による健康診断を廃止すること。

### 第二 架設通路、足場及び作業構台の墜落防止措置等の充実

事業者は、架設通路の墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがない、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとすること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができるものとすること。

- (一) 高さ八十五センチメートル以上の手すり
- (二) 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「中さん等」という。）

二 事業者は、足場（一側足場を除く。）において同じ。における高さ二メートル以上の作業場所には

、次に定めるところにより、作業床を設けなければならないものとすること。

(一) 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備（丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがない、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとすること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帶を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

(二) 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチ

メートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けるものとすること。ただし、（一）で設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでないこと。

三 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた二の（一）のイからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとすること。

四 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更（五において「悪天候等」という。）の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとすること。

- (一) 二の（一）のイからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無
- (二) 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

五 事業者は、悪天候等の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとすること。

(一) 当該点検の結果

(二) (一)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

六 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、四の一(及び二)に掲げる事項について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとすること。

七 事業者は、作業構台の高さ一メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等（それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。）を設けるものとすること。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでないこと。

八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとすること。

九 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更（十において「悪天候等」という。）の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検し、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならないものとすること。

十 事業者は、悪天候等の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとすること。

- (一) 当該点検の結果
- (二) (一)の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

十一 注文者は、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について次の措置を講じなければ

ばならないものとすること。

(一) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、四の(一)及び(二)に掲げる事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理するものとすること。

(二) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において足場における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとすること。

#### イ 当該点検の結果

ロ イの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

十二 注文者は、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならないものとすること。

(一) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、危険のおそれがあると

きは、速やかに修理すること。

(二) 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後において作業構台における作業を開始する前に行う点検について、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならないものとすること。

#### イ 当該点検の結果

ロ イの結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

#### 第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十一年六月一日から施行するものとすること。ただし、第一については、同年四月一日から施行するものとすること。

一 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係省令について所要の規定の整備を行うこと。